

令和7年度

令和7年10月1日現在

東京都の 中小企業向け融資制度 (東京都中小企業制度融資)のご案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

中小企業のみならず、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- HTT・女性活躍・DXの推進や、テレワーク・育業等への取組のほか、創業・スタートアップ、事業転換、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援などを受けられる融資メニューがあります。

主な新規・拡充内容

中小企業の様々な取組を資金面から支援します！

○「政策課題対応資金(HTT・女性活躍・DX・育業等)」【拡充】

- 「DX・イノベーション産業育成支援」：①パートナーシップ構築を宣言し公表、②国の「DX認定」等を取得した中小企業者等を対象に追加（信用保証料：小規模企業者 1/2 補助）
- 「女性活躍推進融資」：①国の「えるぼし認定」を取得、②女性活躍推進法で公開義務がなく、国の女性活躍推進データベースへ登録した中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 1/2 または 2/3 補助）
- 「働き方改革支援」：賃上げを行い、生産性向上等に取り組む中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「プロパー協調＜全国統一保証制度：協調支援型特別保証＞」【新設】

- 民間金融機関による積極的な経営支援を促し、中小企業の多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援（国がR7年度から3年間、段階的に保証料を補助）

○「スタートアップ支援」【拡充】

- 「創業融資」を利用している中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「海外展開支援」【拡充】

- 融資対象の支援機関を追加するほか、融資期間を拡充（10年→15年）

○「経営力強化保証対応型」の継続

- 金融機関をはじめとする支援機関が継続的に経営支援を行いながら資金繰りを支援する、国の保証制度を活用したメニューを継続

○「経営一般」【拡充】

- 営業利益率が前年同期比20%以上減少した中小企業者等を対象に追加するとともに、融資限度額を引上げ（1億円→2億8千万円）
- 米国関税措置関連により、事業活動に支障を生じている中小企業者等を融資対象に追加（信用保証料：全事業者 1/2 補助）

【令和7年4月25日追加】

○「フェニックス金融支援パッケージ」（経営改善）【改定】

- 国の経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）に対応
- 抜本的な経営改善に対する都の支援（信用保証料：全事業者負担分の2/3相当分を補助）

○「事業再構築・業態転換」【拡充】

- 様々な課題を抱える中小企業に対し、金融機関等と連携して資金繰りと経営改善を支援する仕組みを対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の継続

エネルギー危機、円安等の要因、売上や利益率減少（いずれも△10%）などの様々な経営悪化要因により事業活動に影響が生じる中小企業者等を支援

- 都の感染症融資(※)の借換にも対応(融資限度額2.8億円の範囲内) ※**利子補給は引き継がれません**
※令和元年度・2年度東京都中小企業制度融資「危機対応融資(コロナのみ)」「感染症対応」「感染症借換」「感染症全国」は対象外
- 信用保証料：8千万円まで全事業者4/5補助・8千万円超は小規模企業者3/4補助・小規模以外2/3補助

ご利用いただける方

- ・東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む**中小企業者又は組合**

（保証対象とならない業種：農林・漁業、宗教法人等）

- ▶ **中小企業者**とは、以下のいずれかを満たす法人又は個人事業者です。図中小企業信用保険法第2条第1項による。

	製造業等	卸売業	小売業	サービス業
① 資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
② 従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

このうち、従業員数が製造業等20人以下（卸・小売・サービス業は5人以下）の事業者等は**小規模企業者**となります。

- ・許認可等が必要な業種にあつては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- ・事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- ・現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融資利率

- ・融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
- （1）責任共有制度対象：信用リスクの80%を東京信用保証協会が、20%を金融機関が負担
- （2）責任共有制度対象外：信用リスクの全てを東京信用保証協会が負担
- ・融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。詳細については、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。

信用保証料

- ・信用保証料とは、東京信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- ・信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。東京都中小企業制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されており、さらに、東京都が、信用保証料の一部を東京信用保証協会を通じて補助することで、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合

区分(残高を含む合計額)	信用保証料率(年率)
500万円以下	0.27% ～ 1.19%
1,000万円以下	0.33% ～ 1.33%
1,000万円超	有担保 0.35% ～ 1.39%
	無担保 0.45% ～ 1.49%

責任共有制度の対象外となる場合

区分(残高を含む合計額)	信用保証料率(年率)
500万円以下	0.30% ～ 1.38%
1,000万円以下	0.37% ～ 1.54%
1,000万円超	有担保 0.40% ～ 1.62%
	無担保 0.50% ～ 1.72%

※ セーフティーネット保証等の特例保証が適用される場合は0.34%～0.80%、「事業承継経営者保証不要型(専門家の確認を受けた場合)」を利用する場合は0.2%～1.15%、「創業経営者保証不要型」、「企業再生(再生法的整理)」、「協調支援型特別保証」を利用する場合は東京信用保証協会の定めるところによります。

※ なお、経営者保証を提供しないことを選択できる保証制度（令和6年3月15日開始）が適用される場合は、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%加えた料率になります。

※ 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書(写し)のいずれかを提出した場合、信用保証料率が0.1%優遇されます(ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。)

保証人・物的担保

【保証人】

必要となる場合があります。ただし、法人代表者を除き連帯保証人は不要です※。

また、組合は、その実情に応じて、代表理事以外の理事を連帯保証人とする場合があります。

※ 国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証を不要とすることができます(審査あり)。

※ 国の「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、経営者保証を不要とすることができます。(資格要件あり)。

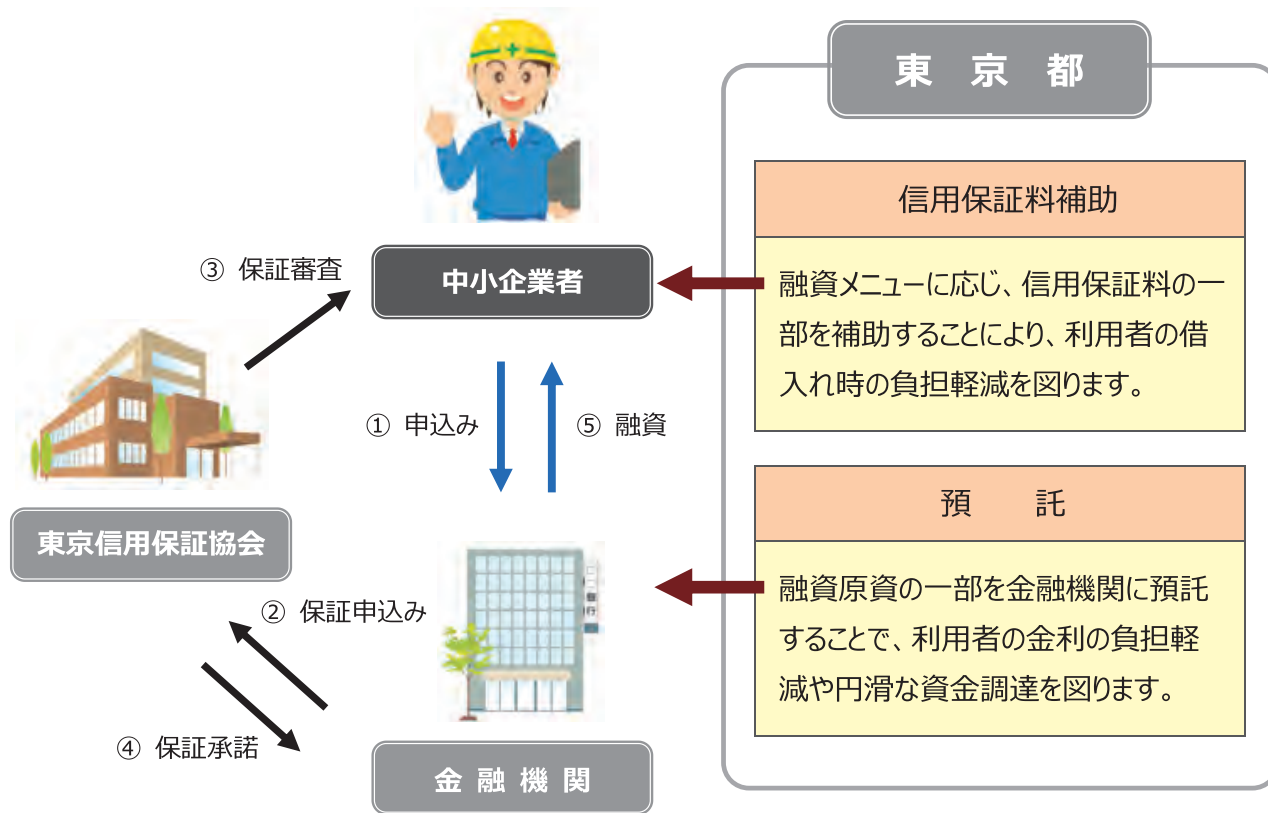
【物的担保】

既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が8,000万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が8,000万円を超える場合は、物的担保が必要となります。

詳細については、融資ごとに定めます。

制度融資のしくみ（お申込みの流れ）

- ・ 東京信用保証協会は、利用者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することで利用者の信用を補完し、金融機関は、東京都の定めた条件で運転資金や設備資金の融資を行います。
- ・ 東京都は、利用者が東京信用保証協会に支払う信用保証料の補助や、金融機関に対する貸付原資の預託などにより、利用者の負担軽減や円滑な資金調達を図ります。



【お申込みの流れ】 ※ 融資のお申込み・ご相談先については裏面をご覧ください。

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申込みください。
東京信用保証協会への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みと併せて行います。
なお、①融資申込みにおいて必要となる書類の一部は、スプレッドシートソフトウェアの Microsoft® Excel® 及び Adobe Acrobat Reader を用いての編集が可能です。以下をご参照ください。
[https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/kuushi/kuushi/syorui/](https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushi/syorui/)
- ③④ 東京信用保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 東京信用保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※このパンフレットは、東京都中小企業制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については、審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。



融資のご相談窓口

融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。
（以下の窓口でもご相談を受け付けています。）

東京都	産業労働局金融部金融課	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階北側	03 (5320) 4877
島しょ	大島支庁 産業課	04992 (2) 4431	八丈支庁 産業課 04996 (2) 1113
	三宅支庁 産業課	04994 (2) 1312	小笠原支庁 産業課 04998 (2) 2122

東京信用保証協会（ <https://www.cgc-tokyo.or.jp/> ）



八重洲支店（千代田・中央・港・島しょ）	03 (6264) 1830	上野支店（文京・台東・北）	03 (3847) 3171
池袋支店（豊島・板橋・練馬）	03 (3987) 5445	渋谷支店（世田谷・渋谷）	03 (5468) 0135
五反田支店（品川・目黒）	03 (5447) 8250	大田支店（大田）	03 (5710) 3610
錦糸町支店（墨田・江東・江戸川）	03 (5608) 2011	立川支店（八王子支店担当地域以外の多摩地区）	042 (525) 6621
新宿支店（新宿・中野・杉並）	03 (3344) 2251	八王子支店（八王子・町田・日野・多摩・稲城）	042 (646) 2511
千住支店（足立・荒川・葛飾）	03 (3888) 7231		

※上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受け付けています。（創業アシストプラザ）

その他の相談窓口	東京都中小企業団体中央会	03 (3542) 0386	東京都内の商工会議所・商工会
	（公財）東京都中小企業振興公社 03 (3251) 7881～2 （城東・城南・多摩各支社でも応じています）		

主な特例制度

特例メニュー	要 件	優遇内容
「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	東京都の「『テレワーク東京ルール』実践企業宣言※」を行っているもの ※テレワーク推進リーダーを設置済み表示のあるもののみ	融資利率を 0.4%優遇 保証料補助:全事業者 2/3
脱炭素化促進支援特例	東京都の「中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業」又は「カーボンプレジット活用促進事業」を行い、CO2 排出削減目標を達成しているもの	融資利率を 0.6%優遇
地域金融機関による脱炭素化支援特例	東京都信用金庫協会又は東京都信用組合協会による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
小口支援特例	次のいずれかに該当するもの ・商工会議所・商工会の経営指導を 1 年以内に 6 か月以上複数回受けた ・経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0.4%優遇
受注対応特例	確定した受注があり、その受注に対応するための資金を必要とするもの	対応する受注による売上の入金に応じた一括返済等が可能
創業（経保）支援特例	区市町村の認定特定創業支援等事業による支援又は商工団体等による創業支援を受けたもの	融資利率を 0.4%優遇
強化認定革新特例	経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士に実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けているもの	融資利率を 0.2%優遇
事業承継支援特例	地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会からの支援、東京都中小企業振興公社による事業承継・再生支援事業による支援、または東京都信用金庫協会及び東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」による支援を受けたもの	融資利率を 0.2%優遇
省エネルギー推進支援特例	以下のいずれかに該当すること ・「事業再構築・業態転換事業計画書」についてエネルギー対策に係る計画を策定し、当該対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載すること ・「事業再構築補助金」について「グリーン成長枠」の交付決定を受けていること	融資利率を 0.2%優遇

※対象事業は追加される場合があります。下の QR コードからご確認ください。

お問い合わせ先 東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎19階北側

電話 03-5320-4877

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/kuushi/kuushi/>

※ 融資のお申し込みは、各金融機関の融資窓口で直接行ってください。



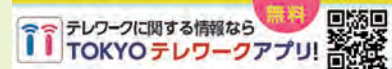
東京都 制度融資

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

印刷物規格表 第4類

印刷番号 (6) 80



政策課題対応資金メニュー

○ 都が2035年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー ○ 融資期間は全メニューの中で最長の15年以内、融資利率は最優遇の7年以内1.85%以内、7年超15年以内2.35%以内

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額 () 内は組合	融資期間※1 () 内は据置期間		融資利率※2	信用保証料 補助
					運転資金	設備資金		
革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む方	DX・イノベ・産業育成支援融資	R7 DX・イノベ・産業育成支援	都が指定するD Xの推進、革新的な製品・サービス等の事業化、又は成長産業分野に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 (例1) 国の「DX 認定」を取得している (例2) パートナースhip構築を宣言し、公表している (例3) D X推進支援事業を利用している	左記の例示のほか、多様な事業が対象となっています 融資対象となる事業や取組の詳細はこちらをご覧ください https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/youkou/  令和7年度東京都制度融資 融資対象一覧	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	2.1%以内～2.6%以内	小規模企業者1/2
			女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方		女性活躍推進融資	R7 女性活躍推進	都が指定する女性活躍に向けた事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 (例1) 国の「えるぼし認定」を取得している (例2) 常時使用する従業員の数が100人以下かつ国の「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画及びデータ(1項目以上)を公表している (例3) 育業中スキルアップ支援事業を利用している	2億8,000万円 (4億8,000万円)
働き方改革に向けた職場環境整備等に取り組む方	社会課題解決融資	R7 働き方改革支援	都が指定する働き方改革に向けた環境整備に関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 (例1) 全雇用者給与等支給額が前事業年度比1.5%以上増加し、賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組んでいる (例2) 「時差Biz」に参加し、働き方の転換に取り組んでいる (例3) テレワークトータルサポート事業の支援を受け、テレワークに取り組んでいる (例4) 対象となる事業を利用したうえで「テレワーク東京ルール」実践企業であることを宣言している		2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	2.1%以内～2.6%以内 (特例 上記より0.2～0.6%優遇)	全事業者2/3又は1/2
			認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援			都が指定するソーシャルビジネスに関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 (例) 都の条例に規定するソーシャルファームの認証又は予備認証を取得している
省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの導入など、HTT/ゼロエミッション化に取り組む方	HTT・ゼロエミッション支援	都が指定する省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの導入など、HTT・ゼロエミッションに関する事業等に取り組む都内の中小企業者又は組合 (例1) ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業を利用している (例2) 「HTT取組推進宣言企業」に登録している (例3) 中小企業等における排出量取引創出のためのモデル事業を利用している	2億8,000万円 (4億8,000万円)		全事業者2/3			
金融機関による独自の支援を受けたい方	金融機関提案融資	金融機関提案	中小企業が直面する課題や都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定	金融機関所定	全事業者0.2%相当分	

社会経済情勢特別対応メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー		融資対象	融資限度額	融資期間		融資利率	信用保証料 補助
					運転資金	設備資金		
様々な経営悪化要因により、事業活動に影響を受けている方	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等	ア及びイ又はウ及びエに該当する中小企業者又は組合 ア「借換対象コロナ融資※」の融資残高がある。 イ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 ウ ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 エ ①～③のいずれかに該当すること ①「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ②「最近 1 か月間の売上高総利益率」が直近同期と比較して 10% 以上減少していること。 ③「最近 1 か月間の売上高営業利益率」が直近同期と比較して 10% 以上減少していること。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和 2 年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 （令和 3 年 3 月 31 日までに保証申込受付、令和 3 年 5 月 31 日までに融資実行されているもの）	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	2.1%以内～ 2.8%以内	全事業者 5分の4又は 3分の2 (小規模企業者 は5分の4 又は4分の3)	

※1 据置期間を含みます。 ※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率(※)のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。 ※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。

こんな方におすすめ		主な資金使途	融資メニュー		融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間※1 ()内は据置期間		融資利率※2	信用保証料 補助	
							運転資金	設備資金			
事業運営全般の資金を調達したい	中小企業者・フリーランスの方 従業員数が製造業等20人以下 卸・小売・サービス業は5人以下	事業運営に必要な運転資金・設備資金	小規模事業 融資	小口フリーランス 〔小口支援特例※3〕	全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	2.3%以内 ～ 2.9%以内 (特例 上記より0.4%優遇)※	全事業者 1/2	
		代金回収までのつなぎの運転資金		クイックつなぎ (小口)	東京都中小企業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している 小規模企業者〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	300万円 (同)	2年以内	—	2.3%以内 ※		
	中小企業者全般	事業運営に必要な運転資金・設備資金	一般事業融資	事業一般・小規模特別 〔受注対応特例※3〕	中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内) (特例 2年以 内)	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	—	
		事業運営に必要な運転資金・設備資金		経営者保証 非提供促進型 (事業一般)	国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱 (都が別に指定する、保証制度改革等に伴う後 継保証制度の要綱を含む)」の要件を満たすこと。 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	8,000万円	10年以内 (1年以内)			全事業者に対し、 国が0.10%補助 (R7)	
		事業運営に必要な運転資金・設備資金		プロパー借換 (経営者保証非提供促進型) (事業一般)	国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱 (都が別に指定する、保証制度改革等に伴う後継保証制度の要綱 を含む)」の要件を満たすこと。 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)	—		—	
		事業運営に必要な運転資金・設備資金		R7 協調支援型 特別保証対応型 (事業一般)	国の「協調支援型特別保証制度要綱 (都が別に指定する、保証制度改革等に伴う後継保証制度の要綱を含む)」 の要件を満たすこと。 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)	10年以内 (3年以内)		全事業者に対し、 国が1/2又は1/4 補助 (R7)	
		代金回収までのつなぎの運転資金		クイックつなぎ (事業一般)	東京都中小企業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している中小企業者又は は組合	500万円 (同)	2年以内	—	金融機関所定	—	
補助金等が交付されるまでのつなぎ資金	補助金・助成金つなぎ	東京都、都内の区市町村、国及び独立行政法人・国立研究開発法人 (例：独立行政法人中小企業基盤整備機 構 等)、都の政策連携団体・事業協力団体・都が設立した地方独立行政法人 (例：公益財団法人東京都中 小企業振興公社 等) が所管 (これから委託された機関を含む) する補助金・助成金の交付決定を受けた 事業を行う中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内		2.1%以内 ～ 2.6%以内	—				
創業前後の方	創業前後に必要な運転資金・設備資金		創業融資	創業 〔創業支援特例※3〕	(1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの (2) 創業した日から5年未満である中小企業者又は組合 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の中小企業者	3,500万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	2.1%以内 ～ 2.6%以内 1.9%以内 ～ 2.4%以内 ※ 〔創業支援特例は上記より0.4%優遇〕	全事業者 2/3	
	創業前後に必要な運転資金・設備資金			創業経保 〔創業経保支援特例※3〕	【創業経営者保証不要型】 国の「スタートアップ創出促進保証制度」の要件を満たすもの	3,500万円	10年以内 (1年以内又は3年以内)		1.9%以内 ～ 2.4%以内 〔創業経保支援特例は上記より0.4%優遇〕		
	創業前後に必要な運転資金・設備資金			R7 スタートアップ支援	次のいずれかにあてはまる中小企業者又は組合 (1) 都制度融資「創業」要件のうち (2) 又は (3) を満たし、かつ、「創業」又は「創業経保」 の利用残高がある。 (2) 以下リンク・QRコード先のページ「スタートアップ」に記載のいずれかの事業を 利用している。 https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/youkou/	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.8%以内		
成長発展を目指すための資金を調達したい方	販路開拓を検討している方	事業運営に必要な運転資金・設備資金 受注した代金を引き当てとした運転資金	販路開拓融資	R7 海外展開支援	日本貿易振興機構、信金中金等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り 組 む中小企業	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.8%以内	小規模企業者 1/2	
	海外展開を検討している方			R7 ビジネスチャンス・ ナビ	「ビジネスチャンス・ナビ」にユーザー登録していること	1億円 (同)	10年以内 (1年以内)		2.1%以内 ～ 2.6%以 内	—	
	設備投資を検討している方	設備投資に必要な資金	設備融資	設備投資・企業立地促進	【設備投資】事業の実施に必要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企 業者 【企業立地促進】引き続き1年以上同一事業を営んでおり、都内で工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行 う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.8%以内	全事業者 2/3	
	機械設備の投資を検討している方			工場・事務所・店舗の新設・移転 等に必要な資金	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.8%以内	全事業者 2/3		
	工場・事務所の新設、増設を 検討している方	事業計画実施に必要な 運転資金・設備資金	経営強化融資	経営強化 〔強化認定革新特例※3〕	【強化認定】中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.6%以内 (特例 上記より0.2%優遇)	小規模企業者 1/2	
	事業計画を策定し、実行する方			中小企業等経営強化法の認定 を受けた方	経営力強化保証対応型	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者又は組合 〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内) ----- 借換えの場合は 10年以内	2.1%以内 ～ 2.6%以内	小規模企業者 1/2
事業承継前後の方	事業承継前後に必要な運転資金・設備資金		事業承継 融資	事業承継 〔事業承継支援特例※3〕	【事業承継一般】 (1) 10年以内に事業承継を予定している又は事業承継後5年未満の中小企業者又は組合 (2) 事業承継に伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者 【事業承継経営者保証不要型】 3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有している又は国の「事業承継特別保証制度要綱」に定め る期間に事業承継を実施し、承継後3年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は 組合〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.6%以内 (特例 上記より 0.2%優遇)	全事業者 2/3	
	事業承継前後に必要な運転資金・設備資金				【事業承継個人融資型】 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	10年以内 (1年以内)			全事業者 2/3又は0.2% 相当	
	事業承継前後に必要な運転資金・設備資金				【事業承継個人融資型】 事業承継を予定している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.8%以内 (特例 上記より 0.2%優遇)	全事業者 2/3	
経営の安定化に必要な資金を調達したい方	災害等の影響を受けている方	事業運営に必要な運転資金・設備資金	経営安定 融資	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 (①大型倒産企業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業 況悪化業種 (売上減少等)、⑥取引先金融機関の破綻 等)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		2.1%以内 ～ 2.8%以内	全事業者 2/3	
	区市町村等の認定を受けている方			R7 経営一般	災害、経済危機等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は 組合 (①最近3か月間の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込、②最近3か月間の売上 が令和2年1月以前の直近同期比5%以上減少又は減少見込、③原油価格高騰により、仕入価 格20%以上上昇、④売上高営業利益率が前年同期比で20%以上減少、⑤金融機関総借入10%以上減少、 ⑥倒産等企業の債権保有、⑦災害の影響を受けている、⑧東京都知事が指定するもの (アスベスト対策) ⑨東京都知事が指定するもの (米関税措置関連)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		2.1%以内 ～ 2.6%以内	小規模企業者 1/2	
	区市町村等の認定を受けていない方	経営改善・再生計画を 策定している方		経営改善・再生計画実施に必要な 運転資金・設備資金	経営改善	【フェニックス金融支援パッケージ】 経営サポート会議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生 を行う中小企業者又は組合〔(国の全国統一保証制度)に対応〕	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (3年以内)		2.1%以内 ～ 2.8%以内	全事業者 国補助後の2/3 相当分
	保証付融資の返済額の見直し等を 実施したい方	既往の保証付融資等の返済のための 運転資金		借換融資	特別借換	事業計画を策定し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組 む中小企業者又は組合	既往の保証付融資残高 及び事業計画の実施に 必要な資金の範囲内	10年以内 (1年以内)	—	金融機関所定	小規模企業者 1/2
	社会の変化に柔軟に適合し、 業況回復を目指す方	事業再構築や事業多角化、業態転換に 必要な運転資金・設備資金	事業再構築・ 業態転換等 支援融資	R7 事業再構築・業態転換 省エネルギー推進支援特例※3	次のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 事業転換や事業多角化、デリバリー対応などの業態転換に取り組むこと (2) 事業再構築補助金の交付決定通知を受けていること (3) 金融・経営一体型支援事業を利用していること	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		2.1%以内 ～ 2.6%以内 (特例 上記より 0.2%優遇)	全事業者 2/3	

このほか、一般事業融資 (極度枠設定、組合向け)、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資等を実施しています。

※1 据置期間を含みます。 ※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率 (※) のうち、各融資メニュー で主に適用される利率を記載しています。 ※3 特例制度の詳細は、裏面をご覧ください。